

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年10月25日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	武田建設株式会社 香川県木田郡三木町大字井上3000番地45 三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号									
大規模小売店舗の名称及び所在地	コープ牟礼・ワッツウイズ高松牟礼店 香川県高松市牟礼町牟礼994番外									
	1. 大規模小売店舗の名称 (変更前)コープ牟礼・西松屋牟礼店 (変更後)コープ牟礼・ワッツウイズ高松牟礼店 2. 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">氏名又は名称</th> <th style="width: 20%;">代表者</th> <th style="width: 30%;">住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武田建設株式会社</td> <td>代表取締役 武田 美治</td> <td>香川県木田郡三木町大字井上3000番地45</td> </tr> <tr> <td>三井住友ファイナンス&リース株式会社</td> <td>代表取締役 川村 嘉則</td> <td>東京都千代田区丸の内一丁目3番2号</td> </tr> </tbody> </table> (変更後)	氏名又は名称	代表者	住所	武田建設株式会社	代表取締役 武田 美治	香川県木田郡三木町大字井上3000番地45	三井住友ファイナンス&リース株式会社	代表取締役 川村 嘉則	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
氏名又は名称	代表者	住所								
武田建設株式会社	代表取締役 武田 美治	香川県木田郡三木町大字井上3000番地45								
三井住友ファイナンス&リース株式会社	代表取締役 川村 嘉則	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号								

変更した事項	氏名又は名称	代表者	住所
	武田建設株式会社	代表取締役 武田 美治	香川県木田郡三木町大字井上3000番地45
	三井住友ファイナンス&リース株式会社	代表取締役 橋 正喜	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
	3. 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)		
	氏名又は名称	代表者	住所
	生活協同組合コープかがわ	代表理事 木村 誠	香川県高松市新北町14番27号
	株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄266番地1
	(変更後)		
	氏名又は名称	代表者	住所
	生活協同組合コープかがわ	代表理事 木村 誠	香川県高松市新北町14番27号
	株式会社ワッツ西日本販売	代表取締役 林田 邦博	大阪府中央区城見一丁目4番70号
変更年月日	1. 平成29年4月14日 2. 平成29年6月27日 3. 平成29年4月14日		
変更理由	1. 小売業者入替に併せて、店舗名称を変更したため 2. 設置者の代表者変更のため 3. 小売業者入替のため		

2. 届出年月日

平成29年9月11日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成29年10月25日から平成30年2月25日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成30年2月25日まで)に次の提出先に提出することができ

る。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ